

## 郡山市不妊専門相談センター事業実施要領

### 1 目的

不妊又は不育に関する相談を希望する者が、身近な機関で気軽に適切な相談を受けることができる体制を構築するとともに、不妊又は不育に関する相談、正しい知識及び治療の情報提供等を行うことを目的とする。

### 2 対象者

市内に住所を有し、不妊又は不育に関する悩みを持つ者。

### 3 事業内容

#### (1) 面接相談

不妊又は不育に関する専門知識を有する者が、個別相談を行う。

#### (2) 研修会

不妊又は不育に関する専門知識を有する者が、市民からの相談に従事する職員に対し、不妊又は不育に関する研修を行う。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、その都度定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。